

近江八幡市余裕期間制度の実施について

1 概要

余裕期間制度とは、市が発注する建設工事において、契約締結日から180日を超えない範囲で「余裕期間」(建設資機材や労働者の確保等の準備期間を確保し、受注者の円滑な施工体制の整備を図るための期間)を設定することができる制度です。

2 用語の意義

(1) 余裕期間

契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間

(※ここでの工事着手日とは、実際に現場での作業を開始する日を指します。)

なお、余裕期間中は

- ①主任技術者、監理技術者および現場代理人を配置する必要はありません。
- ②現場に搬入しない資機材等の準備を行うことはできますが、現場への資機材の搬入、仮設物の設置、測量等、現場での作業を行うことはできません。

(2) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間で、準備および後片付けの期間を含めた工事着手日から工事完成日までの期間

(3) 全体工期

余裕期間と実工期とを合算した期間

3 余裕期間制度の方式

本市では余裕期間制度で次の2方式を採用しており、発注者においていずれかの方式を選択します。

(1) 発注者指定方式

発注者が工事の着手日を指定する方式

(2) 任意着手方式

契約予定日の翌日から発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者が工事の着手日を指定する方式

※任意着手方式の場合は、電子入札システムでの応札時に「工事着手日通知書」の提出を求めますので、それまでに工事着手日を決定する必要があります。

4 余裕期間中の技術者の取扱いおよび現場管理について

技術者の配置については、契約締結日からではなく工事着手日からとなりますので、余裕期間中は、主任技術者、監理技術者および現場代理人を配置する必要はありません。

(余裕期間中であれば、配置予定の技術者が他工事に従事中であっても受注することができます。)

なお、主任技術者等を配置しなくてもよい前提として、余裕期間中は現場作業を行えませんが、この間の現場管理は発注者の責任において行います。

5 契約締結後における工期変更について

余裕期間中に受注者の準備が整った場合は、通知した工事開始日の14日前までに監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができます。(原則1回限り)

6 契約書へ記載する工期について

全体工期とし、その他事項欄において余裕期間設定工事であることを記載するとともに、実工期を記載します。

7 入札公告等への記載事項について

余裕期間を設定する工事を競争入札に付するときは、次の事項を入札公告等に明示します。

- (1) 余裕期間が設定された工事であること
- (2) 発注者指定方式の場合は、工事着手日
- (3) 任意着手方式の場合は、工事着手期限日

8 その他

(1) 契約保証の期間について

契約締結日から実工期の終期日までとします(余裕期間を含む。)

(2) 前金払の請求について

工事着手日以降に請求できるものとします。

(3) 工事实績情報システム(CORINS)に登録する「技術者の従事期間」について

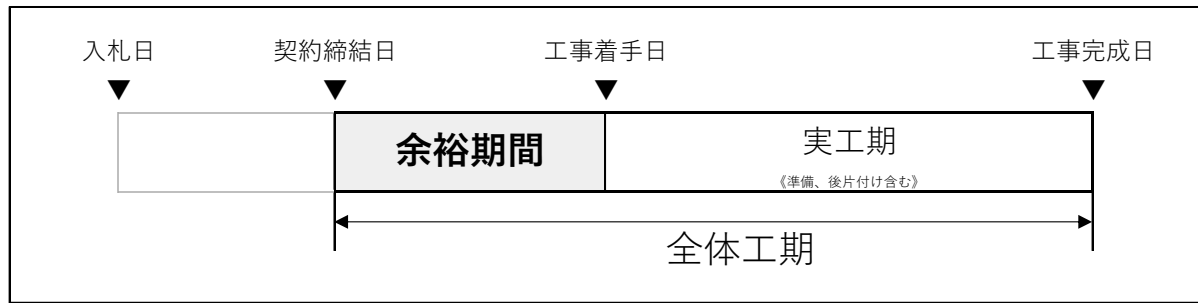
技術者の従事期間は実工期間(余裕期間を含まない。)とします。

(4) 工事着手日の時点で必要な技術者や現場代理人を配置できない場合について

契約解除の扱いとなり、違約金および入札参加停止措置の対象となります。

「余裕期間制度」を活用した建設工事の考え方について

1. 余裕期間制度の考え方



○余裕期間

契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの期間

(180日を超えない範囲で設定)

！ 余裕期間中は、主任技術者、監理技術者および現場代理人の配置は不要

！ 現場に搬入しない資機材等の準備を行うことはできるが、現場への資機材搬入、仮設物の設置、測量等、現場での作業を行うことはできない。

○実工期

実際に工事を施工するために必要な期間で、準備および後片付けの期間を含めた工事着手日から工事完成日までの期間。

○全体工期

余裕期間と実工期とを合算した期間。

2. 余裕期間制度の方式

本市においては以下の2方式を採用する。

① 《発注者指定方式》

発注者が工事の着手日を指定する方式

② 《任意着手方式》

契約予定日の翌日から発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者が工事の着手日を指定する方式

(1) 発注者指定方式



(2) 任意着手方式



「余裕期間」設定工事に応札する際の留意事項

1 確実に技術者が配置できるのか確認を

工事着手日(実工期の始期)に必要な技術者を配置できない場合、次のような措置を行うことになりますので、十分注意してください。

また、必要な場合には、施工中工事の工期が延長される可能性や、完了検査日の予定等について、施工中工事の発注者にも確認してください。

配置出来ないことが確定した時期	落札決定 以後 契約締結 前	契約締結 後
取消・解除	落札決定を取消します。	契約約款第42条の2第1項第4号の規定により、契約を解除します。
違約金	近江八幡市契約規則第40条第2項の規定により、入札金額の5%に相当する金額を徴収します。	契約約款第47条の2第2項の規定により、請負代金額10%に相当する金額を徴収します。
入札参加停止措置	近江八幡市入札参加停止基準要綱別表第2第20項の規定により、1～9か月間の参加停止措置を講じます。	

※暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的事象の要因で技術者の配置が不可能となった場合の対応については、別途協議して決定します。

2 契約保証の期間

契約締結日から実工期の終期日までです。(余裕期間を含む)

3 前金払の請求

前金払は、工事着手日（実工期の始期）以降にしか請求できません。

4 前金払保証証書の保証期間

前金払を請求する際に寄託する保証証書の保証期間は、実工期（余裕期間を含まない。）とします。

5 中間前金払の要件

中間前金払の認定要件である「契約工期の50%を経過していること」については、「実工期の50%を経過していること」に読み替えることとします。

6 工程表等の提出

工程表並びに工事着手届書及び現場代理人等届については、工事着手日の前日までに提出して下さい。なお、工程表は、実工期間の工程を記載してください。

7 余裕期間中の現場作業

余裕期間中には、測量、資機材の搬入及び仮設物の設置等の現場での作業はできません。